

## 入札説明書

群馬県公立大学法人（群馬県立女子大学）では、法人財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施します。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付場所	位置図	貸付面積
1	群馬県立女子大学	群馬県佐波郡玉村町上之手 1 3 9 5 - 1	正門前 A	位置図 1 ①	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
2			正門前 B	位置図 1 ②	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
3			駐車場前	位置図 1 ③	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
4			1号館 教室研究棟 春の庭	位置図 1 ④	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
5			1号館 教室研究棟 秋の庭	位置図 1 ⑤	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
6			1号館 西教室棟 実技棟前	位置図 1 ⑥	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
7			2号館 1階 ホール A	位置図 2 ⑦	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
8			2号館 1階 ホール B	位置図 2 ⑧	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
9			2号館 6階 ラウンジ	位置図 3 ⑨	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)
10			管理棟 1階 ホール	位置図 4 ⑩	1. 4 5 m <sup>2</sup> ( 1, 4 5 m × 1, 0 0 m)

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

#### (2) 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（更新なし）

#### (3) 貸付条件等

別添仕様書による。

### 2 入札参加資格

群馬県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各

号に掲げられた者でないこと。

- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。
- (6) 群馬県の県税を滞納していないこと。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時

令和6年2月9日（金）午前10時00分～（入札開始時間は下記のとおり）

物件番号1	午前10時00分
物件番号2	物件番号1の終了後
物件番号3	物件番号2の終了後
物件番号4	物件番号3の終了後
物件番号5	物件番号4の終了後
物件番号6	物件番号5の終了後
物件番号7	物件番号6の終了後
物件番号8	物件番号7の終了後
物件番号9	物件番号8の終了後
物件番号10	物件番号9の終了後

#### (2) 場所

群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395-1  
群馬県立女子大学 管理棟2階 第2会議室

### 4 入札方法等

#### (1) 入札方法

入札は、1物件ごとに行う。

#### (2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税の課税・非課税に問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

#### (4) 再度の入札

- ①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。
- ②再度の入札は2回までとする。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

## 5 入札保証金

免除とする（群馬県公立大学法人契約事務取扱規程第4条第1項第5号による）。

## 6 契約保証金

免除とする（群馬県公立大学法人契約事務取扱規程第25条第1項第3号による）。

## 7 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨その他入札に関する法人規程等に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

## 8 落札者の決定方法

(1) 群馬県公立大学法人が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 9 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 落札者は令和6年2月29日（木）までに、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)の場所に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 10 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）、群馬県公立大学法人会計規

則（平成30年群馬県公立大学法人規則第3号）、群馬県公立大学法人契約事務取扱  
規程（平成30年群馬県公立大学法人規程第26号）の定めるところによる。  
(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。